

## IV 「法人税申告書の記載の手引」に準じて記載するもの

次に掲げる明細書の記載に当たっては、「平成 18 年版 法人税申告書記載の手引」に準じて行ってください。

なお、各明細書の用途及び留意点等は、それぞれ次に掲げるとおりです。

### 旧別表二 「同族会社の判定に関する明細書」

#### 1 用途

平成 18 年 4 月 1 日前に開始した連結事業年度について、連結親法人が平成 18 年改正前の法第 2 条第 10 号（同族会社の意義）に規定する同族会社に該当するかどうか及び平成 18 年改正前の法第 81 条の 13（連結同族会社の特別税率）の規定の適用がある同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。

したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

#### 2 留意点等

この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

### 別表二 「同族会社等の判定に関する明細書」

#### 1 用途

平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度について、連結親法人が法第 2 条第 10 号（定義）に規定する同族会社に該当するかどうか及び法第 81 条の 13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用がある特定同族会社に該当するかどうかを判定するために使用します。

したがって、連結親法人のみについてこの明細書を作成することとなります。

#### 2 留意点等

この明細書による判定は、当期末の現況により行います。

### 別表五（一）付表 「種類資本金額の計算に関する明細書」

#### 1 用途

二以上の種類の株式を発行している連結法人が令第 8 条第 2 項（資本金等の額）に規定する種類資本金額を計算するために使用します。

## 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十一（一） 「個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

### 1 用途

法第 81 条の 3 第 1 項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第 52 条第 1 項（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十一（一の二） 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

### 1 用途

法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第 52 条第 2 項（一括評価金銭債権に係る貸倒引当金）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十一（三） 「退職給与引当金の益金算入に関する明細書」

### 1 用途

平成 14 年 7 月改正法附則第 8 条（第 1 項を除きます。）（退職給与引当金に関する経過措置）の規定により退職給与引当金勘定の金額の取崩額等の計算を行う場合に使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を

記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十四（一） 「特殊支配同族会社の判定等及び業務主宰役員給与の損金不算入額の計算に関する明細書」

### 1 用途

- (1) この明細書のⅠは、法第2条第10号(定義)に規定する同族会社である連結法人が法第35条第1項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)に規定する特殊支配同族会社に該当するかどうかを判定する場合に使用します。
- (2) この明細書のⅡは、特殊支配同族会社に該当する連結法人が法第35条第2項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の不適用)の規定に該当するかどうかを判定する場合に使用します。
- (3) この明細書のⅢは、特殊支配同族会社が法第81条の3(法第35条第1項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。)の規定により損金の額に算入されない金額を計算する場合に使用します(その連結事業年度においてその特殊支配同族会社の業務主宰役員に異動があったことにより、令第72条の2第1項後段(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等)の規定の適用を受けることとなった場合には、同項に規定する期中業務主宰役員に対する当期の業務主宰役員給与額については他のⅢの用紙を使用します。)

### 2 留意点等

- (1) この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。
- (2) この明細書のⅠによる判定は、当期末の現況により行います。
- (3) 連結法人が特殊支配同族会社に該当する場合には、法第35条第2項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入の不適用)の規定の適用により同条第1項の規定の適用がないときであっても、当期の連結確定申告書に添付しなければなりませんので、ご注意ください。
- (4) 令第72条の2第2項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算)の規定の適用を受ける場合は、当期の連結確定申告書の提出期限(連結中間申告書を提出する場合には、その連結中間申告書の提出期限)までに次のイの書類及びロの書類を納税地の所轄税務署長に提出する必要がありますので、ご注意ください。

イ 同項の規定の適用を受ける合算対象給与額及び特殊支配同族会社の当該連結事業年度終了の時点におけるその合算対象給与額を支給する法人についての次のような事項(その詳細は、規則第22条の4第1項各号(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額の特例計算)に規定しています。)を記載した書類

- (イ) 名称及び納税地
- (ロ) 発行済株式又は出資の総数又は総額
- (ハ) 株主等の氏名又は名称及び各株主の保有する株式又は出資の数又は金額

- (ニ) 常務に従事する役員の氏名及び役職名
- (ホ) 業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の氏名並びにこれらの者とその特殊支配同族会社の令第72条の2第2項の業務主宰役員との関係
- (ヘ) 上記(イ)から(ホ)までに掲げる事項のほか、その合算対象給与額を支給する法人が令第72条の2第3項に規定する他の特殊支配同族会社に該当することについての説明
- ロ 他の特殊支配同族会社が作成した合算対象給与額の支給金額を証する書類でその支給額が支給時期ごとに記載されているものの写し

## 別表十四（一）付表 「特殊支配同族会社の前三年基準所得金額の計算に関する明細書」

### 1 用途

令第72条の2第5項((特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入額及び基準所得金額の計算等))に規定する基準期間がある特殊支配同族会社である連結法人が、法第35条第2項に規定する基準所得金額を計算する場合に使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六（一） 「定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

### 1 用途

(1) 減価償却資産について定額法又はリース期間定額法により償却額を計算する場合に使用します。

(注) リース期間定額法は、平成10年10月1日以後に締結するリース取引に係る契約の目的とされている減価償却資産について適用されます。

(2) 措置法又は震災特例法による特別償却を行うものについても、この明細書によります。この場合、所定の証明書等が必要とされます。

(3) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第63条第2項((減価償却に関する明細書の添付))の規定による合計表を添付する場合にもこの表の書式により記載します。

(注) 特別償却の対象になった減価償却資産については、措置法第68条の30((経営基盤強化計画を実施する特定中小企業者の機械等の割増償却))及び第68条の31第1項((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等))の規定の適用を受けるものを除き、合計表によることはできませんので、ご注意ください。

(4) 平成18年4月1日前に取得等をした資産でその取得価額が30万円未満であるものについて、平成18年改正前の措置法第68条の103の3（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表の「備考」欄に次の事項を記載して提出することにより少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の連結確定申告書等への添付に代えることができます。

(注) 別途、当該少額減価償却資産の明細を保管しておく必要があります。

① 取得価額30万円未満の減価償却資産について平成18年改正前の措置法第68条の103の3を適用していること。

② 適用した減価償却資産の取得価額の合計額は、〇〇〇円であること。

③ 適用した減価償却資産の明細は、別途保管していること。

(注) 例えば、「取得価額30万円未満の減価償却資産について平成18年改正前の措置法68の103の3の規定を適用している。また、適用した減価償却資産の取得価額の合計額は〇〇〇円であり、その明細は別途保管している。」などのように記載します。

(5) 平成18年4月1日以後に取得等をした資産でその取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第68条の102の2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合には、別表十六(六)を使用してください。

## 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(3)の合計表を添付する場合にあっては、「構造2」から「事業の用に供した年月4」まで、「残存価額又は見積残存価額8」から「積立金等の期中取崩額11」まで、「耐用年数14」、「償却率15」、「翌期への繰越額の内訳」の「38」及び「39」の各欄の記載は必要ありません。

## 別表十六(二) 「定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

### 1 用途

(1) 連結法人が減価償却資産について定率法により償却額を計算する場合に使用します。

(2) 別表十六(一)の1(2)から(5)までと同様です。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六（五） 「繰延資産の償却額の計算に関する明細書」

### 1 用途

- (1) 均等償却を行う繰延資産の償却額の計算に関する明細書

法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第 64 条第 1 項第 2 号（繰延資産の償却限度額）の規定により均等償却を行うこととされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

- (2) 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第 64 条第 1 項第 1 号（創業費等の償却）又は平成 17 年改正前の措置法第 68 条の 39（鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却）の規定により一時に償却ができるものとされている繰延資産について、当期の償却費として損金経理をした金額がある場合に使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、1(1)の場合に繰延資産の償却に関する明細書の提出について、法第 81 条の 3 第 1 項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第 67 条第 2 項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定を受けて、明細書の代わりに同項に規定する合計額を記載した書類による場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「支出した年月 2」、「償却期間の月数 4」及び「当期の期間のうちに含まれる償却期間の月数 5」の各欄の記載は必要ありません。

## 別表十六（六） 「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書」

### 1 用途

措置法第 68 条の 9 第 6 項に規定する中小連結親法人又はその中小連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が措置法第 68 条の 102 の 2（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 留意点等

- (1) この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。
- (2) この制度の適用がある少額減価償却資産は、中小連結親法人及びその各連結子法人の少額減価償却資産の取得価額の合計額のうち 300 万円（当該連結親法人の連結親法人事業年度が 1 年に満たない場合には、300 万円を 12 で除し、これに当該連結親法人事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下同じ。）に達するまでの少額減価償却資産となります。したがって、各連結法人ご

とに作成するこの明細書に記載する少額減価償却資産の取得価額の合計額を合計した金額は、300万円が限度となりますのでご注意ください。

- (3) 資本金の額又は出資金の額は1億円以下の連結親法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている連結親法人及びその連結親法人と連結完全支配関係にある連結子法人については、この制度の適用がありませんのでご注意ください（次表の「中小連結親法人の判定」欄に記載して判定してください。）。

中 小 連 結 親 法 人 の 判 定						
発行済株式又は出資の総数又は総額	a		大株	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	b	人	規模	1	g	
大規模法人の株式数等の保有割合	第1順位の株式数又は出資金の額 (g)	c	数	等 人の の 明 保 細 有 す る	h	
	保有割合 $\frac{(c)}{(a)}$	d	%		i	
	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (k)	e			j	
	保有割合 $\frac{(e)}{(a)}$	f	%		計 (g)+(h)+(i)+(j)	k
この表の各欄は、期末の現況により記載するほか、次によります。						
1 「保有割合 d」が50%以上となる場合又は「保有割合 f」が3分の2 (66.666%) 以上となる場合には、この制度の適用はありませんのでご注意ください。						
2 「大規模法人の保有する株式数等の明細 g～k」の各欄は、その連結親法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。						

- (4) 平成18年4月1日前に取得等をした少額減価償却資産について、平成18年改正前の措置法第68条の103の3（中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書の記載は要しませんのでご注意ください。

（注）この場合には、別表十六（一）又は別表十六（二）の「備考」欄に所定の事項を記載して提出することにより少額減価償却資産の取得価額に関する明細書の確定申告書等への添付に代えることができます（記載事項等は別表十六（一）の1（4）（95頁）と同様です。）。

## 別表十六（七） 「一括償却資産の損金算入に関する明細書」

### 1 用途

法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の令第133条の2（一括償却資産の損金算入）の規定により損金算入額等の計算を行うときに使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

## 別表十六（八） 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

### 1 用途

措置法第68条の41（準備金方式による特別償却）、平成13年改正前の措置法第52条の3（準備金方式による特別償却）又は平成13年改正法附則第20条（準備金方式による特別償却に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合に使用します。

### 2 留意点等

この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、「法人名」の欄に連結親法人の法人名を記載するとともに、かっこの中に適用を受ける連結法人の法人名を記載します。

なお、この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(四)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。